

新型コロナウイルス感染症における「みなし入院」等の 取扱いの終了について

このたびの新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた皆さまに対しまして、謹んでご冥福をお祈りするとともに、り患された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構では、新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日に「2類感染症相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」に感染症法上の位置付けを変更する政府方針の決定を踏まえ、全国の郵便局（※簡易郵便局を除きます。）及び株式会社かんぽ生命保険各支店において、以下のとおり取り扱うことといたします。

1 自宅・宿泊療養された場合

新型コロナウイルス感染症と診断され、病院又は診療所への入院が必要であるにもかかわらず、病院の病床ひっ迫等の事情により入院することができず医師等の管理下で自宅・宿泊療養をされた場合は、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、お客さま保護の観点から、約款上の「入院」とみなして、入院保険金をお支払いする取扱い（以下「みなし入院」）を実施してまいりました。

このたび、令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが変更され、入院勧告・措置等の対象ではなくなることに伴い、上記取扱いを終了いたします。よって、令和5年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断され自宅・宿泊療養された場合は、重症化リスクの高い方であっても、みなし入院による入院保険金の支払対象とはなりません。

なお、令和5年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、みなし入院をされた方につきましては、令和5年5月8日以降にご請求された場合でも引き続きお支払いしてまいります。

(参考) 診断日別の支払範囲

		病院等へ入院された場合	自宅・宿泊療養された場合
令和4年9月25日以前に診断された方		○ 支払対象	○ 支払対象
令和4年9月26日から令和5年5月7日までに診断された方	重症化リスクが高い方※	○ 支払対象	○ 支払対象
	上記以外の方	○ 支払対象	× 支払対象外
令和5年5月8日以降に診断された方		○ 支払対象	× 支払対象外

※ 次のいずれかの要件に該当する方となります。

①65歳以上の方、②入院を要する方、③重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症り患により酸素投与が必要な方、④妊婦の方

* 厚生労働省より、My HER-SYS の療養証明書機能について、令和5年5月7日までに保健所に発生届出が行われ、入力されている場合には、同年9月末まで同機能の利用が可能であると発表されています。同年10月以降の利用については未定であり、保健所等の負担軽減に充分に配慮する観点より、My HER-SYS の療養証明を利用した早期のご請求へのご協力をお願いいたします。

2 お亡くなりになられた場合

令和2年4月より、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた場合、不慮の事故などによりお亡くなりになられたときに約款に定めた保険金額を死亡保険金に加えてお支払いする「保険金の倍額支払」等の対象とする取扱いを行ってまいりました。

このたび、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けの変更に伴い、令和5年5月8日以降は上記取扱いを終了いたします。このため、新型コロナウイルス感染症で令和5年5月8日以降にお亡くなりになられた場合は、保険金の倍額支払等の対象外となります（死亡保険金はお支払いいたします。）。

なお、令和5年5月7日以前にお亡くなりになられた場合には、令和5年5月8日以降にご請求された場合でも引き続き保険金の倍額支払等の対象といたします。

	令和5年5月7日以前にお亡くなりになられた場合	令和5年5月8日以降にお亡くなりになられた場合
新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた場合の保険金の倍額支払等の取扱い	○ 対象	× 対象外

3 郵便局等における即時振込（翌営業日振込）について

令和4年9月より、お客さまへの早期のお支払いを実現するため、郵便局やかんぽ生命支店において、みなし入院による入院保険金のご請求があった場合、最短で、翌営業日に指定の口

座にお振込み（以下「即時振込」）をしてまいりました。

このたび、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けの変更に伴い、令和5年5月8日以降は即時振込のお取扱いを終了いたします。

令和5年5月3日から同月7日までは非営業日のため、令和5年5月2日が即時振込のお取扱い受付けの最終日となります。

なお、令和5年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、みなし入院をされた方の入院保険金につきましては、令和5年5月8日以降は、後日指定の口座にお振込みする等の通常のお取扱いとなります。

	令和5年5月2日まで	令和5年5月8日以降
郵便局等における即時振込の取扱い	○ お取扱いできます	× 通常のお取扱いとなります

なお、令和5年1月27日付け新型コロナウイルス対策本部決定により、政府では、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から新型コロナウイルス感染症について感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置づけることとなっております。今後、事情の変更等があれば、必要に応じた対応を行う可能性がございます。

以 上

お客さまのお問い合わせ先

かんぽコールセンター 0120-552-950（フリーダイヤル）

受付時間 平日 9:00～21:00

土、日、休日 9:00～17:00（1月1日から3日を除きます。）

■ 携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。（IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。）